

議第百号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する
条例の一部を改正する条例について

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四項第五号の」を「第五条第四項第五号イの」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「税率の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

地域再生法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。